（証券コード2183）
平成28年６月６日

株　主　各　位

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社リニカル
代表取締役社長　秦　野　和　浩

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月21日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
新大阪ブリックビル３階Ａ会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第11期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.linical.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用環境の改善が見られ、景気は緩やかな回復傾向にありました。一方で、円高による国内景気の先行き懸念や中国の景気減速及び原油安の影響が世界的に波及する懸念があり、先行きの不透明な状況は続いております。

また、医薬品業界におきましては、薬価基準の引き下げや後発品の普及促進などの薬剤費削減策の強化、主力製品の特許切れ問題及び世界的な新薬の承認審査の厳格化などにより、医薬品開発の競争はますます激化しております。

当社グループが属する医薬品開発業務受託（ＣＲＯ;Contract Research Organization）業界及び医薬品販売支援（ＣＳＯ；Contract Sales Organization）業界は、医薬品開発・販売のアウトソーシング化及び国際共同治験（注１）の増加を背景として、市場規模は緩やかに拡大しております。

このような状況の下、当社グループのＣＲＯ事業につきましては、日本、アジア、米国、欧州におけるグローバル受託体制の構築を強力に推進したことにより、国内案件、海外案件及び国際共同治験のいずれも受注が好調を維持したため、日本の業績好調に加えて、海外子会社の大幅な赤字額の縮小及び黒字化を達成し、売上及び利益が大幅に増加しました。育薬事業（注２）につきましては、製販後の臨床研究を中心とした案件の受託により人員の稼働率が上昇した結果、売上及び利益に貢献することとなりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は7,666百万円（前期比57.4％増）、経常利益は1,985百万円（同136.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,330百万円（同204.5％増）と増収増益となりました。

（注１）「国際共同治験」とは、主要市場国における早期・同時上市を図るため、臨床試験を複数の国または地域において同時並行的に行うことをいいます。
（注２）当連結会計年度より従来のセグメントの名称を変更し、「ＣＳＯ事業」を「育薬事業」としております。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年３月期)	第 9 期 (平成26年３月期)	第 10 期 (平成27年３月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高（百万円）	3,599	3,721	4,872	7,666
経常利益（百万円）	998	703	840	1,985
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	616	449	437	1,330
１株当たり当期純利益（円）	27.06	19.71	19.18	58.40
総資産（百万円）	2,642	2,836	5,642	7,122
純資産（百万円）	1,584	1,851	2,060	3,016
１株当たり純資産額（円）	69.53	81.26	90.41	132.37

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
２．当社は平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が第８期（平成25年３月期）の期首に行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年３月期)	第 9 期 (平成26年３月期)	第 10 期 (平成27年３月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高（百万円）	3,599	3,720	4,446	6,115
経常利益（百万円）	1,000	697	944	1,956
当期純利益（百万円）	619	446	552	1,347
１株当たり当期純利益（円）	27.19	19.60	24.23	59.11
総　資　産（百万円）	2,711	2,882	5,193	6,730
純　資　産（百万円）	1,653	1,911	2,304	3,492
１株当たり純資産額（円）	72.54	83.89	101.12	153.23

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

２．当社は平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が第８期（平成25年３月期）の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	事　業　内　容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	ＣＲＯ事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	ＣＲＯ事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	ＣＲＯ事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	ＣＲＯ事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	ＣＲＯ事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	ＣＲＯ事業

（注）当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。近年、国内外の製薬会社はその生命線である新薬の創出のため、企業統合、買収等による研究開発費の投資効率を上げることを最大の眼目としております。同時に主要市場国における早期・同時上市を図るため、国際共同治験を行うことは避けられない状況となっております。この状況に対応していくため、当社グループでも経営施策を機動的かつ柔軟に展開していくことが要求されております。

当社グループにおきましては、継続的な売上高及び利益の拡大、それを支える内部管理体制の充実を図るため、以下の課題を柱として取り組み、成長を期してまいります。

① モニタリング業務の品質の向上・維持

当社グループの主要な業務でありますモニタリング業務の品質を向上・維持することは、製薬会社との良好な信頼関係を構築し、経営基盤を安定化するうえで最重要の課題であります。そのため、人事考課制度を含めたマネジメントシステム、研修システムのさらなる充実化、及び品質管理部門や当社独自の組織であるプロジェクト・コミッティーの機能を強化することにより、モニタリング業務、ひいては臨床試験の品質の向上・維持に努めてまいります。

なお、プロジェクト・コミッティーとは、受託業務に係る品質を担保するために設置されている社内の組織であり、受託した治験実施計画書に対して事前に当社グループとして特に留意すべき点の確認・指示を行います。また、治験が開始されてからは入手した症例報告書（ＣＲＦ）の記載内容について、科学的及び医学・薬学的妥当性を第三者的観点で検討し、問題点・不明点をプロジェクト担当臨床開発モニター（ＣＲＡ）にフィードバックする役割を果たすことを任としております。構成メンバーには、臨床試験を主体とする開発業務に精通した経験者及び社外の医師から成り、全社的な品質の向上と標準化に貢献するものとなっております。

（注）ＣＲＡ（Clinical Research Associate）とは、臨床開発モニターと訳されます。医薬品開発段階での治験が、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）その他の関連法令及び治験実施計画書を遵守して行われているかどうかを監視（モニタリング）する担当者のことをいいます。

② 優秀な人材の確保

モニタリング業務の受託を拡大するにあたり、その業務の中心となる優秀なＣＲＡの確保及び育成は必要不可欠であります。人材確保にあたっては、即戦力となる優秀な中途採用者を積極的に採用するとともに、ＣＲＡの適性を有する新卒者及び未経験者を見極め、採用を進めてまいります。

③ 国際共同治験への体制構築

当社グループは特定業務への特化、治験段階の特化を推進することによって構築した治験の各業務における技術を、中長期的に世界に展開することで、海外における研究開発に積極的な国内製薬会社に対して、日本国内と同水準のＣＲＯ事業を海外においても提供する方針であります。

現在、米国、ドイツ、フランス、スペイン、イギリス、クロアチア、オランダ、韓国、台湾、シンガポールに現地法人を有しており、今後は、現地法人の機能をさらに強化することで、国際共同治験に対応できる体制作りを進めてまいります。

④ 医薬品開発業務の選択と集中による差別化

従前と比較して、ＣＲＯの位置づけは重要性を増し、医薬品開発業界において一定の評価を受けるに至ったものと考えております。特に大手製薬会社は高い品質を維持し、かつ、固定費削減のために医薬品開発業務のアウトソーシングを進めておりますが、その委託先には自らと同等の能力を有し、対等の立場で医薬品開発を実行・支援できるＣＲＯを求めているものと当社グループは考えております。

そのために、当社グループは経営資本の「選択と集中」を行い、医薬品開発の特定業務及び特定段階に注力してまいります。

⑤　医薬品販売支援事業への展開

当社グループは、ＣＲＯ事業で取り組む医薬品開発業務の下流に位置する製造販売後の市場において、医薬品販売支援を行う育薬事業を展開しており、販売企画、臨床研究など複数の案件を受託しております。医薬品販売支援業界の市場規模は拡大傾向にあり、ＣＲＯ事業で得たノウハウ等を利用することにより、ＣＲＯ事業同様、育薬事業においても高い品質を提供し、同業他社との差別化を図ってまいります。

⑥　財務基盤の安定化

当社グループは、優秀なＣＲＡを獲得・育成することにより、ＣＲＯ事業の品質向上に努め、開発パイプライン（注）を数多く有しＣＲＯへのアウトソーシングを積極的に進めている大手製薬会社のニーズに応えてまいります。また、ＣＲＯ事業を利益率の高いモニタリング業務等を中心に受託することにより、高い収益性の確保を目指すとともに、予算実績管理及びコスト管理を徹底することにより内部留保の充実を図り、優秀な人材の確保、国際共同治験への体制構築等、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資に備えてまいります。

(注)　「開発パイプライン」とは、製薬会社の医薬品開発初段階から販売間近の段階までに、どのような開発段階にある候補医薬品が、どの程度存在するのかを示したものです。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業と医薬品販売支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託事業（ＣＲＯ事業）	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務（注）を中心に、品質管理、薬事、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランスなどの業務、さらには治験の企画や承認申請などに関するコンサルティング業務を行っています。
医薬品販売支援事業（育薬事業）	当社グループの柱の事業であるＣＲＯ事業の強みを活かし、企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、製造販売後の企画業務・モニタリング業務・監査業務、差別化戦略の提案などのプロダクトマーケティング業務を行っています。

（注）　モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者さんの組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

大阪本社	大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
東京オフィス	東京都中央区銀座八丁目21番１号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
ＣＲＯ事業	439名	55名増
育薬事業	33名	10名増
全社（共通）	57名	14名増
合計	529名	79名増

（注）　使用人数は就業員数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
367名	51名増	32.7歳	3.7年

（注）　使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	303,344千円
株式会社三井住友銀行	303,344
株式会社みずほ銀行	303,344
株式会社池田泉州銀行	303,344

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　49,600,000株

（注）平成28年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、24,800,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　　24,740,000株

（注）平成28年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、12,370,000株増加しております。

(3) 株主数　　5,550名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社秦野	4,486千株	19.69%
株式会社髙橋	1,984	8.71
高木幸一	1,200	5.27
辻本桂吾	1,024	4.49
株式会社坂本	803	3.52
秦野和浩	742	3.26
髙橋明宏	741	3.25
坂本勲勇	735	3.23
河合順	600	2.63
宮崎正哉	600	2.63

（注）１．当社は、自己株式を1,950,188株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秦　野　和　浩	開発本部長 経営企画室長
取締役副社長	辻　本　桂　吾	国際事業開発室長 LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長 LINICAL USA,INC.取締役
専務取締役	髙　橋　明　宏	Chief Financial Officer (CFO) 管理本部長 LINICAL KOREA CO., LTD.取締役
専務取締役	河　合　　順	開発副本部長（大阪） LINICAL KOREA CO., LTD.代表取締役
常務取締役	鍜　治　善　夫	育薬事業部長 LINICAL USA,INC.取締役 LINICAL TAIWAN CO., LTD.董事
常務取締役	宮　崎　正　哉	開発副本部長（東京）
取締役	坂　本　勲　勇	がん領域開発受託事業部１部長 がん領域開発受託事業部担当 国際事業開発室アジア開発部長 LINICAL USA,INC.代表取締役社長 LINICAL TAIWAN CO., LTD.董事 LINICAL KOREA CO., LTD.取締役
取締役	山　口　志　織	Chief Compliance Officer (CCO) 監査室長
取締役	田　尻　一　裕	中枢神経領域開発受託事業部担当
常勤監査役	大　保　　同	LINICAL KOREA CO., LTD.監査役
常勤監査役	加　地　潤　二	LINICAL TAIWAN CO., LTD.監察人
監査役	仙　田　哲　也	仙田税務会計事務所
監査役	石　井　政　弥	

（注）１．常勤監査役大保　同氏、常勤監査役加地潤二氏、監査役仙田哲也氏及び監査役石井政弥氏は、社外監査役であります。

２．常勤監査役大保　同氏、常勤監査役加地潤二氏、監査役仙田哲也氏及び監査役石井政弥氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

３．監査役仙田哲也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	271百万円
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	47 (47)
合計 （うち社外役員）	13 (4)	319 (47)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成19年６月27日開催の第２回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月27日開催の第２回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当連結会計年度における主な活動状況

	活動状況
監査役 大保 同	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、国内大手製薬会社での常務取締役研究開発本部長としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会17回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。
監査役 加地潤二	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、国内大手製薬会社等での海外事業の豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会17回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。

	活　　動　　状　　況
監査役　仙　田　哲　也	当事業年度に開催された取締役会23回中15回に出席し、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会17回中13回に出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 なお、病気療養のため取締役会及び監査役会の一部を欠席しておりますが、事前に配布された議案等について検討し、適宜必要な意見を述べております。
監査役　石　井　政　弥	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、国内大手製薬会社での常勤監査役としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会17回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と監査役仙田哲也氏及び監査役石井政弥氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、ＣＲＯ業界における厳しい競争環境の下で日々受託サービスの品質向上に向けた経営努力を重ねておりますが、それには顧客である製薬会社のニーズを適時適切に把握し、効果的に経営資源を投入する必要があります。当社の取締役は、新薬開発をはじめとした医薬品業界の業務に精通し、深い知識・経験を有していなければ迅速かつ的確な意思決定は行えないものと考えております。当社は、かねてより当社の事業内容を理解し、業務執行者を適切に監督する能力をもつ独立社外取締役の候補者を探しており、複数名の候補者について検討したうえで上記の条件に適合する候補者に就任の要請を行い、現在、社外取締役就任についてご検討頂いているところでございます。当社といたしましては、形式的な要件を満たすために独立性に乏しい方や当社の社外取締役としての適格性を欠く方を社外取締役として選任することは、かえって当社のコーポレートガバナンス体制の障害となりかねないことから、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

他方、当社では現時点で社外取締役を選任しておりませんが、社外からの客観的、中立的な立場で取締役の職務の執行を監視する観点から監査役は全て社外監査役を選任し、うち２名を常勤監査役とする監査役会設置型の企業統治の形態を採用しております。また、監査役会を構成する社外監査役には、上場製薬企業の研究開発本部長常務取締役経験者、上場製薬企業の国際本部副本部長及び製薬会社海外子会社社長経験者、並びに上場製薬企業の財務部長及び監査役経験者など、当社の経営を監視するうえで必要な経験を有する者をバランス良く選任しており、常勤社外監査役は、毎月の経営会議、取締役会にすべて出席し、それ以外の重要な会議にも原則出席しており、非常勤社外監査役は、原則として毎月の取締役会にすべて出席しております。各監査役は、いずれも取締役会において必要に応じて意見を表明し、各取締役が取締役会において適切な議決権行使を促すことに努めるとともに、経営の妥当性及び効率性、並びにコンプライアンス等に関して適宜助言や提言を行い、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

このような企業統治の体制が適切に機能している状況下において、形式的に要件を満たすために社外取締役を選任することは、その有効性と効率性の観点からも慎重に検討すべきと考えており、今後も適切な社外取締役候補者の選任に努めてまいります。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,084千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,084千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている海外の子会社があります。

３．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。

② 当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役はコンプライアンス体制の推進及び問題点の改善に努める。

③ 当社の監査役は、取締役会のほか社内の重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備状況の確認と問題点の把握、改善に努める。

④ 当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室を設置し、当室は監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。

⑤ 当社は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築及び運用状況を継続的に評価することにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑥ 当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、コンプライアンスに反する行為の早期発見、是正に努める。

⑦ 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生の未然防止に努める。重大な経営リスクが顕在化したときには、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。

② 当社は、経営会議を月１回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針を共有し、業務の適正を確保する。

② 当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。

③ 当社及びグループ各社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため企業行動規範の周知徹底を図る。

④ 当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。

⑤ 当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。

⑥ 当社は、「関係会社管理規程」により、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」及び「社内通報マニュアル」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

② 当社の監査役は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、「社内通報マニュアル」に従い、その対応を行う。

③ 当社は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。

④ 当社は、第三者からの通報を当社ホームページ上のお問い合わせ窓口（メール）、電話等で受付けたとき、必要ある場合は監査役へ報告する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。

② 当社の監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、監査室と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、共通の経営理念、企業行動規範を定め、グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、当社は監査役、コンプライアンス担当役員及び監査室が効率的に連携することにより、コンプライアンス体制の強化を図り、法令遵守のみならず企業倫理の観点からリスクの把握に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等について、法令に従い適切に保存しております。また、その他重要書類についても、各種規程類にその保存条件を定め、適切に保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント手法の周知・運用を行っております。この他、リスク対応委員会を開催し、リスク情報の共有・早期解決に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、経営会議規程等において、取締役会による決議事項等の意思決定のルールを明確にし、これに基づき運用を行っております。当事業年度は、取締役会を計23回、経営会議を計12回開催し、審議を行い、効率的かつ妥当性のある意思決定の実現に努めました。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務執行に関して、経営企画室が主体となりグループ各社の管理を行っております。また、当社取締役会は、定例取締役会において毎月、グループ各社の業務執行及び財務状況について報告を受け、確認を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が監査機能を十分に発揮するために、その職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを設置しております。監査役スタッフは、監査役からの指示に従い、監査役会事務局等の業務を遂行しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役スタッフは、業務執行から独立しており、監査役の指揮命令にのみ従い、監査役関連業務を遂行しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社取締役は、「監査役会規程」等の社内規程に基づき、重要事項について監査役に報告を行っております。また、当社は社内通報制度を整備しており、その運用状況について監査役会へ報告を行っております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の遂行のため発生する費用について請求があった場合は、速やかに当該費用の支払いを行っております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役の業務の執行状況や会社の意思決定プロセスの確認を行うため、経営会議、取締役会等の重要会議への出席、稟議書類や決算関連書類等の重要文書の閲覧を行っております。また、監査役会において監査室から内部監査の実施状況について報告を受け、当社内におけるリスクの把握と効率的な監査役監査の実施に努めております。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元に努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第１項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様の期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、１株当たり10円00銭（創業10周年記念配当１円を含む）とさせていただきました。

（注）　この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,110,804**	**流動負債**	**2,653,601**
現金及び預金	2,909,707	1年内返済予定長期借入金	139,968
売掛金	1,682,277	未払金	268,994
有価証券	1,066	未払費用	139,359
前払費用	78,641	未払法人税等	536,854
繰延税金資産	77,297	未払消費税等	173,089
立替金	301,066	前受金	382,421
その他	60,858	預り金	832,837
貸倒引当金	△110	賞与引当金	134,918
固定資産	**2,011,372**	その他	45,158
有形固定資産	**79,327**	**固定負債**	**1,451,876**
建物附属設備	26,612	長期借入金	1,073,408
工具、器具及び備品	47,632	退職給付に係る負債	279,535
リース資産	5,081	その他	98,932
無形固定資産	**1,469,403**	**負債合計**	**4,105,477**
のれん	1,212,993	**純資産の部**	
その他	256,410	**株主資本**	**3,106,531**
投資その他の資産	**462,641**	**資本金**	**214,043**
投資有価証券	67,974	**資本剰余金**	**73,000**
長期前払費用	16,117	**利益剰余金**	**3,108,663**
差入保証金	298,366	**自己株式**	**△289,174**
繰延税金資産	80,181	**その他の包括利益累計額**	**△89,831**
資産合計	**7,122,177**	**その他有価証券評価差額金**	**△81**
		為替換算調整勘定	**△90,953**
		退職給付に係る調整累計額	**1,202**
		純資産合計	**3,016,699**
		負債純資産合計	**7,122,177**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,666,824
売上原価		4,212,750
売上総利益		3,454,074
販売費及び一般管理費		1,441,646
営業利益		2,012,427
営業外収益		
受取利息	4,808	
その他	225	5,033
営業外費用		
支払利息	8,090	
為替差損	11,154	
投資有価証券評価損	11,040	
その他	1,268	31,553
経常利益		1,985,908
税金等調整前当期純利益		1,985,908
法人税、住民税及び事業税	694,905	
法人税等調整額	△39,968	654,937
当期純利益		1,330,970
親会社株主に帰属する当期純利益		1,330,970

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	214,043	73,000	2,120,314	△289,174	2,118,182
会計方針の変更による累積的影響額			△183,092		△183,092
会計方針の変更を反映した当期首残高	214,043	73,000	1,937,221	△289,174	1,935,089
当期変動額					
剰余金の配当			△159,528		△159,528
親会社株主に帰属する当期純利益			1,330,970		1,330,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,171,441	－	1,171,441
当期末残高	214,043	73,000	3,108,663	△289,174	3,106,531

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	－	△57,669	－	△57,669	2,060,512
会計方針の変更による累積的影響額		20,349		20,349	△162,743
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	△37,320	－	△37,320	1,897,769
当期変動額					
剰余金の配当					△159,528
親会社株主に帰属する当期純利益					1,330,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△81	△53,632	1,202	△52,511	△52,511
当期変動額合計	△81	△53,632	1,202	△52,511	1,118,930
当期末残高	△81	△90,953	1,202	△89,831	3,016,699

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	11社
・主要な連結子会社の名称	LINICAL USA, INC. LINICAL TAIWAN CO., LTD. LINICAL KOREA CO., LTD. LINICAL Europe Holding GmbH LINICAL Europe GmbH LINICAL Spain, S.L. LINICAL France SARL

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度から、新規に設立いたしましたLinical Singapore Pte. Ltd.及びLINICAL U.K. LIMITEDを連結の範囲に含めております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの	連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、連結子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	３～15年
工具、器具及び備品	３～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５年～18年）にわたり、定額法により償却を行っております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理額　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(3)、連結会計基準第44－５項(3)及び事業分離等会計基準第57－４項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれんが162,743千円減少し、為替換算調整勘定が20,349千円増加するとともに、利益剰余金が183,092千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が183,092千円減少し、為替換算調整勘定の期首残高が20,349千円増加しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました固定負債の「繰延税金負債」（当連結会計年度は、57,707千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　160,342千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,370,000株	12,370,000株	－株	24,740,000株

（注）平成28年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式総数は12,370,000株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	975,094株	975,094株	－株	1,950,188株

（注）平成28年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、自己株式数は975,094株増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年５月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　159,528千円
・１株当たり配当額　14円00銭
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年５月30日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

・配当金の総額　227,898千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　10円00銭（うち記念配当１円00銭を含みます。）
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月22日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券であり、元本保証されるものではありません。

預り金は、主に支払業務の受託に係る顧客からの預り金であります。

長期借入金は、主に投資及び営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に基づき、営業債権に係る信用リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
現金及び預金	2,909,707千円	2,909,707千円	－千円
売掛金	1,682,277	1,682,277	－
有価証券及び投資有価証券	1,066	1,066	－
資産計	4,593,051	4,593,051	－
未払法人税等	536,854	536,854	－
預り金	832,837	832,837	－
長期借入金（※）	1,213,376	1,213,376	－
負債計	2,583,068	2,583,068	－

（※）長期借入金には、１年内に期限の到来する金額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

１．現金及び預金並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．有価証券及び投資有価証券

有価証券の内容は全てＭＭＦであり、その時価は取引金融機関から提示された基準価額によっております。

３．未払法人税等及び預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

４．長期借入金

変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には１年内に返済予定の長期借入金残高を含めております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業組合等への出資67,974千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１　年　内	１年超５年内	５年超10年内	１０年超
現金及び預金	2,909,707千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	1,682,277	－	－	－
合計	4,591,985	－	－	－

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年内	１年超 ２年内	２年超 ３年内	３年超 ４年内	４年超 ５年内
長期借入金	139,968千円	139,968千円	139,968千円	139,968千円	139,968千円

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　132円37銭

（2）１株当たり当期純利益　58円40銭

（注）当社は平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,230,245**	**流動負債**	**1,908,161**
現金及び預金	2,508,984	1年内返済予定長期借入金	139,968
売掛金	1,199,709	リース債務	3,971
有価証券	1,066	未払金	231,047
前払費用	44,694	未払費用	74,994
繰延税金資産	77,297	未払法人税等	500,632
短期貸付金	209,785	未払消費税等	150,544
立替金	185,762	前受金	15,997
その他	2,944	預り金	669,454
固定資産	**2,500,276**	賞与引当金	120,806
有形固定資産	**45,763**	その他	744
建物附属設備	24,159	**固定負債**	**1,330,184**
工具、器具及び備品	16,521	長期借入金	1,073,408
リース資産	5,081	リース債務	4,365
無形固定資産	**39,407**	退職給付引当金	252,411
ソフトウェア	36,420	**負債合計**	**3,238,345**
リース資産	2,986	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,415,105**	**株主資本**	**3,492,257**
投資有価証券	67,974	**資本金**	**214,043**
関係会社株式	2,007,009	**資本剰余金**	**73,000**
長期前払費用	1,898	資本準備金	73,000
差入保証金	257,512	**利益剰余金**	**3,494,389**
繰延税金資産	80,711	その他利益剰余金	3,494,389
		別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	3,483,389
		自己株式	**△289,174**
		評価・換算差額等	**△81**
		その他有価証券評価差額金	△81
		純資産合計	**3,492,176**
資産合計	**6,730,522**	**負債純資産合計**	**6,730,522**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,115,072
売上原価		3,345,566
売上総利益		2,769,505
販売費及び一般管理費		788,145
営業利益		1,981,360
営業外収益		
受取利息	4,637	
その他	225	4,863
営業外費用		
支払利息	6,363	
社債利息	1,622	
為替差損	9,964	
投資有価証券評価損	11,040	
その他	1,130	30,120
経常利益		1,956,102
税引前当期純利益		1,956,102
法人税、住民税及び事業税	640,878	
法人税等調整額	△31,985	608,893
当期純利益		1,347,209

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	214,043	73,000	73,000	11,000	2,295,708	2,306,708
当期変動額						
剰余金の配当					△159,528	△159,528
当期純利益					1,347,209	1,347,209
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	1,187,680	1,187,680
当期末残高	214,043	73,000	73,000	11,000	3,483,389	3,494,389

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△289,174	2,304,577	－	－	2,304,577
当期変動額					
剰余金の配当		△159,528			△159,528
当期純利益		1,347,209			1,347,209
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△81	△81	△81
当期変動額合計	－	1,187,680	△81	△81	1,187,598
当期末残高	△289,174	3,492,257	△81	△81	3,492,176

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	３～15年
工具、器具及び備品	３～10年

② 無形固定資産
（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　68,033千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	239,944千円
短期金銭債務	45,045千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上	9,891千円
売上原価	261,490千円
営業取引以外による取引高	
受取利息	3,895千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	975,094株	975,094株	－株	1,950,188株

（注）平成28年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、自己株式数は975,094株増加しております。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	（千円）
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	37,220
未払事業税	33,592
その他	6,485
繰延税金資産（流動）合計	77,297
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	77,187
その他	3,524
繰延税金資産（固定）合計	80,711

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は7,866千円減少し、法人税等調整額が7,864千円増加し、その他有価証券評価差額金が１千円減少しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取　引内　容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	ＬＩＮＩＣＡＬ Ｅｕｒｏｐｅ Holding GmbH	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付(注) 1 利息の受取(注) 1 増資の引受(注) 2	68,330 1,031 371,487	短期貸付金 その他流動資産	63,785 301
子会社	LINICAL KOREA CO., LTD.	所有 直接100%	業務の委託 役員の兼任	資金の貸付(注) 1 利息の受取(注) 1	90,000 1,804	短期貸付金 その他流動資産	90,000 1,140

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2.LINICAL Europe Holding GmbHが行った増資を当社が全額引き受けたものであります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　153円23銭

(2) １株当たり当期純利益　59円11銭

（注）当社は平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社リニカル
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　見　勝　文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リニカルの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社リニカル
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　見　勝　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リニカルの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社リニカル　監査役会

常勤監査役　大　保　　同　㊞

常勤監査役　加　地　潤　二　㊞

監　査　役　仙　田　哲　也　㊞

監　査　役　石　井　政　弥　㊞

（注）　監査役大保 同、加地潤二、仙田哲也及び石井政弥は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

改正薬事法となる「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）の施行に合わせて、現行定款第２条（目的）に所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総則	第1章　総則
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 薬事法に基づく医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の開発受託業務	1. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の開発受託業務
2. 医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の薬事及び臨床試験の遂行に係わるコンサルティング業務	2. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の薬事及び臨床試験の遂行に係わるコンサルティング業務
3. 医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の品質確保のためのコンサルティング及び基準書作成業務	3. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の品質確保のためのコンサルティング及び基準書作成業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
4. 医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の国内管理人としての情報の収集及び提供業務	4. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の国内管理人としての情報の収集及び提供業務
5. 医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の輸入及び販売業務	5. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の輸入及び販売業務
6. ～ 7. （省略）	6. ～ 7. （現行どおり）

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>はたの　かずひろ
秦野和浩
（昭和40年３月17日）</td><td>平成２年４月　マルホ㈱開発本部入社
平成10年７月　メディテックインターナショナル㈱開発部入社
平成11年３月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部入社
平成16年９月　アウローラ㈱取締役就任
平成17年６月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）
平成22年２月　当社開発本部長（現任）
平成27年９月　当社経営企画室長（現任）</td><td>742,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
秦野和浩氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループのグローバル化を推進し、中期的成長への戦略策定と実行、業績について十分な成果を上げており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>つじもとけいご
辻本桂吾
（昭和39年２月22日）</td><td>昭和61年４月　大日本製薬㈱（現：大日本住友製薬㈱）大阪支店入社
平成２年８月　協和会総合加納病院入社
平成５年４月　メディテックインターナショナル㈱開発部入社
平成11年６月　㈱新日本科学臨床開発部入社
平成11年８月　イーピーエス㈱臨床開発部入社
平成13年９月　千寿製薬㈱臨床開発部入社
平成14年９月　フェリングファーマ㈱開発部入社
平成19年12月　当社取締役就任
平成20年２月　当社取締役副社長就任（現任）
平成20年７月　LINICAL USA,INC.代表取締役社長就任
平成21年４月　当社品質管理部長
平成23年７月　当社国際事業開発室長（現任）
平成27年９月　LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長就任（現任）
LINICAL USA,INC.取締役就任（現任）</td><td>1,024,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
辻本桂吾氏を取締役候補者とした理由は、同氏は外資系製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社国際事業開発室長、LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長として当社のグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>たかはしあきひろ
髙橋明宏
（昭和42年11月13日）</td><td>平成２年４月　富山化学工業㈱研究本部入社
平成７年３月　筑波大学大学院・修士課程医科学研究科修了
平成７年４月　メディテックインターナショナル㈱開発部入社
平成11年３月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部入社
平成16年９月　アウローラ㈱取締役就任
平成17年６月　当社設立 常務取締役就任
平成19年４月　当社専務取締役就任（現任）
Chief Financial Officer（CFO）（現任）兼管理部長
平成21年４月　当社管理本部長（現任）
平成25年５月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.董事就任
LINICAL KOREA CO., LTD.取締役就任（現任）</td><td>741,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
髙橋明宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の人事総務、経理財務等の管理業務全般を当社管理本部長として担ってきた実績があることから、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	河合　順（かわい　じゅん） （昭和43年10月26日）	平成５年４月　日本シェーリング㈱（現：バイエル薬品㈱）研究本部入社 平成８年11月　メディテックインターナショナル㈱開発部入社 平成11年６月　スミスクライン・ビーチャム製薬㈱（現：グラクソ・スミスクライン㈱）開発本部入社 平成13年７月　塩野義製薬㈱開発本部入社 平成16年９月　アウローラ㈱取締役就任 平成17年12月　当社取締役就任 平成19年４月　当社開発副本部長(大阪)（現任） 開発３部長 平成20年４月　当社常務取締役就任 平成25年５月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.董事長就任 LINICAL KOREA CO., LTD.代表取締役就任（現任） 平成25年６月　当社専務取締役就任（現任）	600,400株
	（取締役候補者とした理由等） 河合順氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社開発副本部長（大阪）、LINICAL KOREA CO., LTD.代表取締役として当社の開発業務、営業とグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>かじ　よしお
鍜治　善夫
（昭和31年10月28日）</td><td>昭和57年４月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）入社
平成７年７月　同社ヨーロッパ子会社クリニカルサーチマネージャー
平成11年４月　同社開発本部臨床推進部プロジェクトマネージャー
平成15年７月　同社開発本部医学調査部大阪医学調査室長
平成17年４月　アステラス製薬㈱開発本部臨床開発第４部長
平成19年４月　同社開発本部臨床開発第２部長
平成19年10月　当社入社　常務執行役員　経営企画室長
平成20年７月　LINICAL USA,INC.取締役就任（現任）
平成21年６月　当社常務取締役就任（現任）
平成26年４月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.　董事長就任
平成26年12月　LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長就任
平成27年７月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.　董事就任（現任）
平成27年９月　当社育薬事業部長（現任）</td><td>80,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
鍜治善夫氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で国内外の新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社育薬事業部長として成長が期待される新薬発売後の臨床研究等の受託ビジネスにおける戦略策定と実行並びにグローバル化を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>みやざきまさや
宮崎正哉
（昭和46年11月16日）</td><td>平成８年４月　メディテックインターナショナル㈱開発部入社
平成11年８月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部入社
平成15年３月　フェリングファーマ㈱開発本部入社
平成18年６月　当社取締役就任
平成19年４月　当社開発副本部長（東京）（現任）
開発２部長
平成25年６月　当社常務取締役就任（現任）</td><td>600,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
宮崎正哉氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社開発副本部長（東京）として当社の開発業務と営業を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>坂本勲勇（さかもと いさお）
(昭和51年３月25日)</td><td>平成12年４月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部入社
平成17年７月　当社入社
平成17年10月　アウローラ㈱監査役就任
平成19年４月　当社開発４部長代理
平成19年６月　当社取締役就任（現任）
平成20年７月　LINICAL USA,INC.取締役就任
平成21年７月　当社開発４部長
平成22年９月　当社開発４部長兼経営企画室がん領域開発受託事業担当部長
平成23年４月　当社経営企画室がん領域開発受託事業部１部長
平成25年５月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.董事就任（現任）
LINICAL KOREA CO., LTD.取締役就任（現任）
平成26年５月　当社国際事業開発室アジア開発部長
平成27年７月　当社がん領域開発受託事業部担当（現任）
当社がん領域開発受託事業部１部長
平成27年９月　LINICAL USA,INC.代表取締役社長就任（現任）
平成28年４月　当社国際事業開発室グローバルプロジェクトマネジメント部長（現任）
当社国際事業開発室グローバルクリニカルオペレーション部長（現任）</td><td>735,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
坂本勲勇氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社国際事業開発室グローバルプロジェクトマネジメント部長兼グローバルクリニカルオペレーション部長、LINICAL USA,INC.代表取締役社長としグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>やまぐちしおり
山口志織
（昭和50年11月11日）</td><td>平成10年４月　医療法人大道会大道病院入社
平成12年４月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部（派遣）
平成15年７月　㈱イーピーリンク（現：㈱イーピーミント）入社
平成16年９月　アウローラ㈱入社
平成17年６月　当社監査役就任
平成17年10月　アウローラ㈱取締役就任
平成19年６月　当社入社　監査室長（現任）
平成21年６月　当社取締役就任（現任）Chief Compliance Officer（CCO）（現任）</td><td>80,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
山口志織氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社監査室長として社内管理体制を構築してきた実績があり、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>田尻一裕（たじり かずひろ）
(昭和33年８月11日)</td><td>昭和57年４月　藤沢薬品工業㈱（現：アステラス製薬㈱）開発本部入社
平成17年４月　アステラス製薬㈱開発本部臨床開発部中枢神経領域グループリーダー
平成21年４月　同社開発本部臨床管理部メディカルライティング室長
平成22年10月　当社入社　経営企画室CNS領域統括シニアコーディネーター
平成23年２月　当社開発４部長
平成24年６月　当社取締役就任（現任）
平成24年７月　当社中枢神経領域開発受託事業部担当（現任）</td><td>600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由等）
田尻一裕氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社中枢神経領域開発受託事業部担当取締役として当社の営業を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）　１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、ＣＲＯ業界における厳しい競争環境の下で日々受託サービスの品質向上に向けた経営努力を重ねておりますが、それには顧客である製薬会社のニーズを適時適切に把握し、効果的に経営資源を投入する必要があります。当社の取締役は、新薬開発をはじめとした医薬品業界の業務に精通し、深い知識・経験を有していなければ迅速かつ的確な意思決定は行えないものと考えております。当社は、かねてより当社の事業内容を理解し、業務執行者を適切に監督する能力をもつ独立社外取締役の候補者を探しており、複数名の候補者について検討したうえで上記の条件に適合する候補者に就任の要請を行い、現在、社外取締役就任についてご検討頂いているところでございます。当社といたしましては、形式的な要件を満たすために独立性に乏しい方や当社の社外取締役としての適格性を欠く方を社外取締役として選任することは、かえって当社のコーポレートガバナンス体制の障害となりかねないことから、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

他方、当社では現時点で社外取締役を選任しておりませんが、社外からの客観的、中立的な立場で取締役の職務の執行を監視する観点から監査役は全て社外監査役を選任し、うち２名を常勤監査役とする監査役会設置型の企業統治の形態を採用しております。また、監査役会を構成する社外監査役には、上場製薬企業の研究開発本部長常務取締役経験者、上場製薬企業の国際本部副本部長及び製薬会社海外子会社社長経験者、並びに上場製薬企業の財務部長及び監査役経験者など、当社の経営を監視するうえで必要な経験を有する者をバランス良く選任しており、常勤社外監査役は、毎月の経営会議、取締役会にすべて出席し、それ以外の重要な会議にも原則出席しており、非常勤社外監査役は、原則として毎月の取締役会にすべて出席しております。各監査役は、いずれも取締役会において必要に応じて意見を表明し、各取締役が取締役会において適切な議決権行使を促すことに努めるとともに、経営の妥当性及び効率性、並びにコンプライアンス等に関して適宜助言や提言を行い、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

このような企業統治の体制が適切に機能している状況下において、形式的に要件を満たすために社外取締役を選任することは、その有効性と効率性の観点からも慎重に検討すべきと考えており、今後も適切な社外取締役候補者の選任に努めてまいります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役大保　同氏、仙田哲也氏及び石井政弥氏の３名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おおやす　ひとし 大保　同 （昭和11年９月２日）	昭和36年３月　藤沢薬品工業㈱　（現：アステラス製薬㈱）入社 平成３年３月　同社取締役就任 平成５年６月　同社常務取締役就任 平成11年６月　同社顧問委託 平成16年３月　(財)医薬資源研究振興会評議委員就任 平成16年７月　(財)日本抗生物質学術協議会監事就任 平成17年12月　当社常勤監査役就任（現任） 平成25年５月　LINICAL TAIWAN CO., LTD.監察人就任 LINICAL KOREA CO., LTD.監査役就任（現任）	105,000株
	（社外監査役候補者とした理由等） 大保　同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は藤沢薬品工業㈱において、常務取締役として研究開発本部を率いた経験を有されており、同社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>いしい　まさや
石井　政弥
（昭和20年12月４日）</td><td>昭和44年３月　藤沢薬品工業㈱　（現：アステラス製薬㈱）入社
平成５年６月　同社東京財務部長
平成９年４月　同社財務部長
平成12年６月　同社参与　経理部長
平成15年６月　同社常勤監査役
平成17年４月　アステラス製薬㈱常勤監査役
平成21年６月　当社監査役就任（現任）</td><td>14,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外監査役候補者とした理由等）
石井政弥氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は藤沢薬品工業㈱及びアステラス製薬㈱において、常勤監査役を経験されており、両社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．大保　同氏及び石井政弥氏は社外監査役候補者であります。

３．大保　同氏及び石井政弥氏は現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって大保　同氏は10年７か月、石井政弥氏は７年になります。

４．当社は、石井政弥氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。石井政弥氏の再任が承認された場合、石井政弥氏は常勤監査役への就任を予定しており、当社定款に基づき、当該契約の継続はいたしません。

５．当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴及び当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
井上　敦郎（いのうえ　あつお） （昭和15年４月11日）	昭和40年４月　第一製薬㈱（現：第一三共㈱）入社 平成７年６月　同社取締役就任 平成11年６月　同社常務取締役就任 平成17年６月　第一三共㈱常勤監査役就任 平成19年６月　同社顧問就任 平成21年６月　同社退職 平成22年１月　当社アドバイザー就任（現任）	0株
（社外監査役候補者とした理由等） 井上敦郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は第一製薬㈱（現：第一三共㈱）において、常務取締役として国際事業や開発部門等を担当され、また、第一三共㈱では常勤監査役を経験されており、両社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．井上敦郎氏は、平成22年１月より当社との間でアドバイザー契約を締結しております。なお、本株主総会に先立ち、当社社外監査役に就任することとなった際には、同契約を解消する旨の覚書を締結しております。

２．井上敦郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．井上敦郎氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　：　〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
　　新大阪ブリックビル３階Ａ会議室
TEL　：　06－6150－2582
FAX　：　06－6150－2675

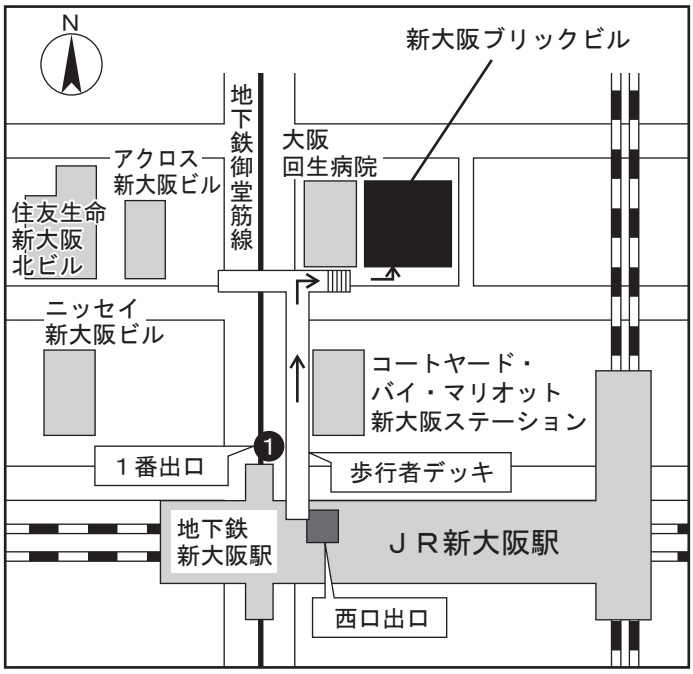

交通案内

最寄り駅　ＪＲ新大阪駅西口より　徒歩約３分
　　地下鉄御堂筋線新大阪駅１番出口より　徒歩約２分
※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。